資料No.3

# 犯罪被害者等支援の条例の制定に 向けた検討について

三条市市民部環境課令和4年2月28日

# 1 犯罪被害者等支援に関する対応

#### (1) 検討内容

- ①「犯罪被害者等支援特化条例」の制定
- ②「犯罪被害者等への見舞金支給制度」の導入

#### <検討の背景>

近年、県内外で発生する凶悪犯罪などを受け、今年度、「新潟県犯罪被害者支援条例」が施行され、「新潟県犯罪被害者等見舞金支給事業」が創設された。

また、これに伴い、<u>県警本部や県弁護士会から同条例に相当する市条例の制定や犯罪被害</u>者等見舞金制度の創設について要望を受けている。

#### (2) 考え方

#### ア 特化条例 ―― 制定する

犯罪被害者等基本法において、地方公共団体は地域の状況に応じた施策の策定と実施の責務があると定められている。しかし、近年の市内外での犯罪被害や不審者事案等の発生状況を踏まえると、既存の三条市安全・安心なまちづくり条例における犯罪被害者等支援の規定は総論的な内容にとどまり、いつ何時発生するか分からない凶悪犯罪の被害者に対する市の姿勢として充分とは言えない。

そのため、特化条例を制定することで、<u>市をはじめとする被害者等支援の関係者の責務、主要な支援事項等が明確化される。また、総</u>合的、計画的、継続的に支援を実施できる。

・ <u>特化条例により市の責務や支援内容が明示されることで、被害者に寄り添い、丁寧な支援を行っていくまちであるという市の姿勢を示</u> <u>す</u>ことができる。これは過去に女児誘拐事件という著しく深刻な犯罪被害が発生した当市において、極めて大きな意義のあることと考える。

#### 【特化条例を制定する場合の既存条例の整理】

特化条例は現行の三条市安全・安心なまちづくり条例の犯罪被害者等支援に関する総論的な規定を含めて、犯罪被害者等支援に関する基本的な事項の 規定を予定していることから、現行条例の同規定は削除する方向で整理したい。

#### イ 見舞金制度 💛 導入する

- ・見舞金制度は犯罪被害者等に対して、市が寄り添う姿勢を分かりやすく伝えるために有効な手法である。
- ・既設の県補助は、見舞金を支給する市町村に対して補助するものであることから、市の財政負担軽減を図りながら、被害者等の経済負担 の軽減を図れる。

#### (3) 見舞金制度(案)の概要及び予算化する場合の計上額

【対象】<u>故意の犯罪(殺人、強盗致傷、傷害、強制性交等・強制わい</u>せつ、危険運転致死傷等)の被害にあった本人または家族

### (4) 見舞金制度以外で想定される犯罪被害者等支援事例

- ・被害発生初期段階における相談体制の構築、他機関との連携
- ・日常生活支援:ホームヘルパーの派遣、配食サービス
- ・法律相談:無料で弁護士を派遣し、相談対応
- ・助成金の交付:一時保育費、精神医療費、転居費 など

(5)	三条市内における犯罪発生状況	(新潟県警察本部警務部、三 警察署、三冬市防犯協会力
		一 一 一 子 I I I I I I I I I I I I I I I I

年度	H28年	H29年	H30年	R元年	R2年	R3年	合計
犯罪発 生件数	491	387	433	401	360	323	2,395



内容	1人当たり	件数	計	うち県補助
遺族見舞金	30万円	1件	30万円	15万円
重傷病見舞金	10万円	2件	20万円	10万円
*新潟県の制度に	合わせたもの	計	50万円	25万円

市の既存の制度、事業をリストアップし、庁内関係課と支援内容を検討

種別/ 年度	H28年 度	H29年 度	H30年 度	R元年 度	R2年 度	R3年 度	合計
死亡	1	0	0	0	1		2
重傷病	0	1	0	0	0	_	1
計	1	1	0	0	1		3

# (6) スケジュール

先行自治体の条例や他の支援内容の検討等を下記のスケジュールで進め、10月1日の条例施行、10月から見舞金制度等の支援を開始したい。
※見舞金支給対象となる犯罪の発生を当該年度当初に溯及することを想定

※兄媾金又紀刈豕となる犯罪(	※見舞金文紹対象となる犯罪の発生を自該年度自初に遡及することを想定 															
内容	R3 8月	9月	10 月	11 月	12 月	R4 1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10 月	11 月
第一回三条市安全安心なまちづ くり推進協議会	•															
県内自治体へのヒアリング、 事業方針検討																
方向性の検討							理事者協	加議								
条例原案の検討及び見舞金制度 等の導入に向けた検討(庁内関 係課等との調整)								<b>\rightarrow</b>				制定する		)		
第二回三条市安全安心なまちづ くり推進協議会(書面)							•	2月下位	旬目途		(中の条 二条例案	例内容を を作成	と参与	J		
条例案及び要綱案の作成並びに 他市の支援内容の検討																
法務協議																
条例案と支援内容の具体案確定											理事者	旨協議				
市民福祉常任委員協議会で説明	[ ]	実施が必	要と位置	付け							•	6月中下	旬目途			
条例案パブリックコメント 一												3返	間程度			
パブコメ意見とりまとめ、条例 (案)決定												•				
9月議会に犯罪被害者等支援条 例案と見舞金の予算案を上程、 審議														<b>—</b>		
条例制定・施行、見舞金開始 (10月1日~)														ı		
三条市安全安心なまちづくり計 画への掲載																2

# 2 県条例に当てはめた場合の条例骨子(案)

県条例を参考にするとともに、県内では4月に制定する自治体が多いことから、今後、他市の先行事例を基に条例案を作成する。

条	市における 担当課部署(案)	内 容							
第1目的	環 境 課	市として犯罪被害者等支援を推進していくための方向性、条例が目指すことを目的として明示							
第2定義	環 境 課	系例の主要な用語(犯罪等、犯罪被害者等、二次的被害、再被害、犯罪被害者等支援、民間支援団体)につ いて定義							
第3基本理念	環 境 課	犯罪被害者等支援を推進するに当たっての基本となる考え方を明示							
第4 県の責務	環境課	犯罪被害者等支援における市の責務を明示							
第5 県民の責務	環境課	犯罪被害者等支援における市民の責務を明示							
第6 事業者の責務	環 境 課	犯罪被害者等支援における事業者の責務を明示							
第7 民間支援団体の責務	環 境 課	犯罪被害者等支援における民間支援団体の責務を明示							
第8 市町村への協力	_	<del>犯罪被害者等支援における市町村への協力を明示</del>							
第9 犯罪被害者等支援に関する計画	環境課	条例に基づき犯罪被害者等支援施策が総合的・計画的に推進されるよう、市計画の策定について規定 ⇒三条市安全安心なまちづくり推進計画に「犯罪被害者等支援」の取組を加えることを想定							
第10 支援体制の整備	環 境 課	犯罪被害者等を支援する体制整備について規定							
第11 財政上の措置	環 境 課 (財務課)	犯罪被害者等支援施策推進に必要な財政上の措置に努める旨を規定							
第12 意見の反映	環 境 課	犯罪被害者等支援施策への市民意見反映について規定							
第13 相談及び情報の提供等	環 境 課 市民窓口課 福 祉 課	犯罪被害者等からの相談対応や情報提供、助言等に必要な施策							
第14 心身に受けた影響からの回復	福 祉 課	犯罪被害者等が心身に受けた影響からの回復に必要な施策							
第15 日常生活の支援及び配慮	環 境 課 福 祉 課	犯罪被害者等に対する日常生活の支援や配慮に必要な施策							
第16 安全の確保	環 境 課	犯罪被害者等の二次的被害・再被害を防止し、安全の確保に必要な施策							
第17 居住の安定	福祉課	従前の住居に居住困難となった犯罪被害者等の居住の安定に必要な施策							
第18 雇用の安定	商工課	犯罪被害者等の雇用の安定を図るために必要な施策							
第19 経済的負担の軽減	環 境 課	犯罪被害による経済的負担の軽減を図るために必要な施策							
第20 県民等の理解の増進	環 境 課	犯罪被害者等支援に関する市民理解の増進に必要な施策							
第21 人材の育成	環境課	犯罪被害者等支援を担う人材の育成に必要な施策							
第22 民間支援団体に対する支援	環境課	犯罪被害者等支援を行う民間支援団体への支援に必要な施策							
第23 被害者支援を考える月間		<del>「被害者支援を考える月間」(毎年11月)を設定</del>							
第24 表彰	環 境 課 (政策推進課)	犯罪被害者等支援に特に顕著な功績があったものを市が表彰							

# 犯罪被害者支援の対応フロー(例)

庁内関係課とともに、今後、ケースに応じた対応フローを検討し、支援体制を整える。



